

特別養護老人ホームほくほくの里（ユニット短期）運営規程

この運営規程において、社会福祉法人松代福祉会が開設する特別養護老人ホームほくほくの里（以下「事業所」という。）において行う短期入所生活介護の事業及び介護予防短期入所生活介護の事業の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

2 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針）

第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
 - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。
- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。
 - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営）

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームほくほくの里
- (2) 事業所の所在地 新潟県十日町市太平664番地4

(入所者の定員)

第5条 事業所の入所者の定員は、20人とする。ただし、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に利用するものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上（嘱託、本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 常勤換算1人以上（本体の特別養護老人ホームと兼務）

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 看護職員との合計が利用者の数を3で除した数以上（本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容)

第7条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、

認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。

(2) 短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 介護予防短期入所サービスの内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (4) 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、十日町市とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から「介護保険負担割合証」に定める額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり 1, 445円

ただし、1食目500円、2食目500円、3食目445円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 滞在に要する費用

ユニット型個室1日当たり 2, 006円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実費

(4) 理容代

ア 理容 1回当たり 2, 500円

(5) 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスで提供される便宜の内、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させる事が適当と認められるもの

3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

(2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者は、この運営規程の定める所により、指導及び調査等に従わなければならない。

(4) 利用者が外出をしようとするときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。

(6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(緊急時等の対応)

第11条 職員は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入所者の安全に対して万全を期すものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底

底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情等への対応)

第16条 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書で説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(地域との連携)

第17条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

附 則

この運営規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。